

住宅用太陽光発電システム設置補助金

■補助金交付対象者 自ら居住する町内の住宅（住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅含む。ただし、集合住宅は除く）に太陽光発電システム（発電した電気を住宅部分で消費し、かつ余剰電力を電力会社へ売電するもの）を設置したかたや、設置しようとするかた、または町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から太陽光発電システム付住宅を購入したかたや、購入しようとするかたで、以下の要件を満たしていること。

- 1 住民基本台帳に記載されていること。
- 2 申請者及び申請者の世帯全員に町税の滞納がないこと。

■補助金額 1キロワットあたり2万5千円（補助上限額10万円）

※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て。

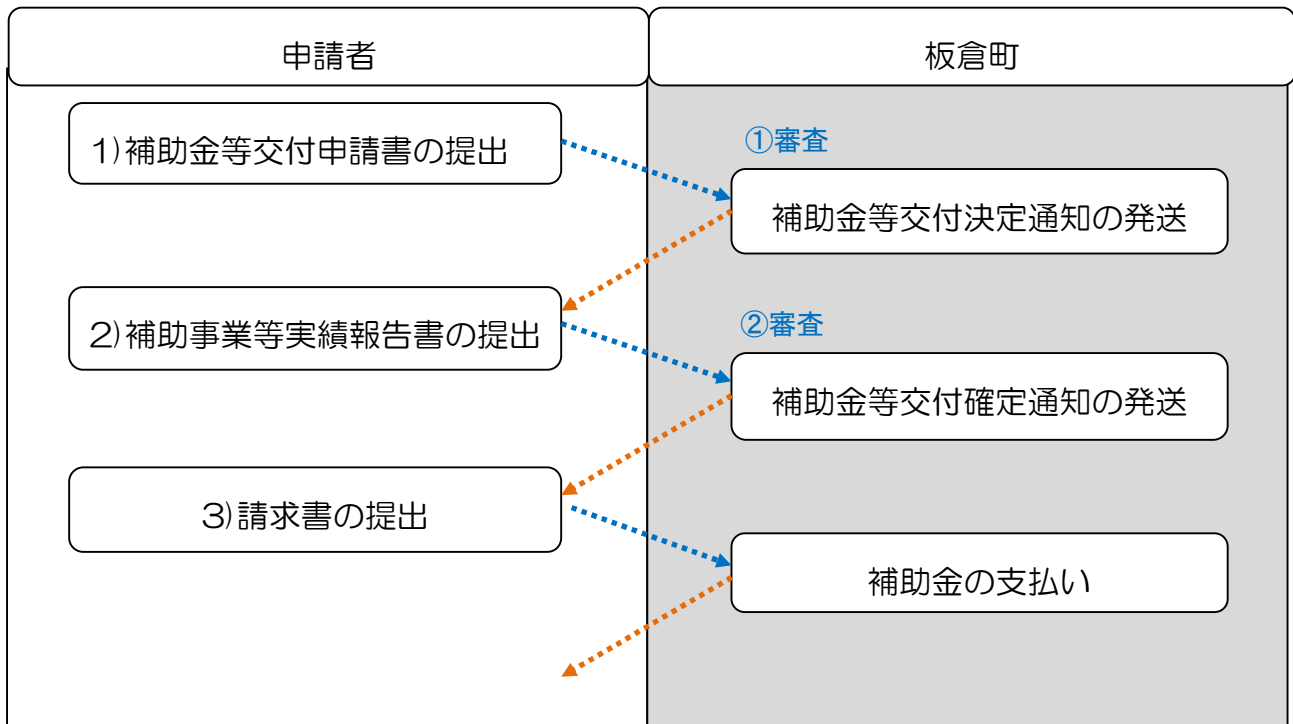
■申請方法 申請用紙を板倉町役場住民環境課窓口（以下、役場と省略）で受け取るか、町のホームページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ必要書類を添えて役場へ持参または郵送してください。

- 注意事項
- ①1申請者につき1回限りとし、かつ、1発電システムにつき1回限り。
 - ②申請時期は、工事の事前及び事後のいずれも可とします。（ただし、いずれの場合も住民基本台帳に記載されていることが条件。※町内へ転入されるかたは、住民登録後に申請）。
 - ③補助金等実績報告書と併せて請求書を提出することも可能ですが、書類の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

■受付場所・問合せ 板倉町役場 住民環境課 環境係
〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1
電話：0276-82-6132（直通）



《手続きフロー図》※事前申請の場合



※工事後の申請の場合には、一括して書類の提出も可能です。